

事務連絡  
令和3年2月4日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

### 超低温冷凍庫の配送等について

令和2年12月28日付け厚生労働省健康局健康課長通知(健健発1228第2号)「超低温冷凍庫(−75℃対応ディープフリーザー)の割当て等について」により登録いただいた超低温冷凍庫の配置先に対して、順次配送を予定しております。

つきましては、受領の際の留意事項など下記のとおりお知らせいたしますので、貴管下関係機関へのご周知をお願いいたします。

### 記

#### (1) 配送予定日リスト

登録された配置先リストに配送予定日を追記したものを配送手続きが完了次第、毎月初頭を目途に提供いたします。配送先施設への周知をよろしく願います。

#### (2) 配置先登録票の更新、修正について

3月配送分以降の配置先リストの更新・修正等がある場合には、毎月中旬を目途に提出期限(※)といたします。上記(1)により送付したリストを元に更新・修正をお願いいたします。

※3月分は2月18日(木)まで。4月分以降も概ね同じ時期を予定。毎月の上記(1)連絡時に通知します。

### (3) 受領の留意点

- ・全国各地へ円滑な配送を行う必要から、上記(1)で示す配送予定日に可能な限り受領くださいますよう配置施設へあらかじめ受領態勢を整えていただく旨、周知方よろしくお願いいたします。(土日祝日の配送の場合もあります)。
- ・なお、交通や天候等の事情により予定日から前後する可能性があります。
- ・配送日当日に、配送業者から担当者あて電話連絡を行います。やむをえず受領が困難な場合は配送業者とご調整願います。
- ・設置場所が入口から階上、階下であって、エレベータがない場合は、上記電話連絡の際に配送業者にお伝えください。
- ・配送業者は設置場所までの搬入、開梱、設置、梱包資材の回収まで行います。設置場所への指示・誘導をお願いいたします。
- ・冷凍庫の冷却には時間を要するため、動作確認は受入施設にてご確認願います。その結果、動作不良等のある場合は速やかにメーカーのサポートへご連絡ください。

### (4) 超低温冷凍庫の取扱いについて

超低温冷凍庫は、国から都道府県及び市区町村へ無償譲渡されますので、受領後は各自治体において適切な管理をお願いいたします。